

実り豊かなふくしまの産地整備事業実施要領

「実り豊かなふくしまの産地整備事業」については、福島県農産振興事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及び福島県農産振興事業事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところにより適正な実施を図るものとする。

第1 目的

「ふくしま農林水産業新生プラン」の実現に向け、「ふくしまの恵みイレブン」の園芸6品目の戦略的な生産拡大や「福島県の水田農業の振興方針」に沿った生産組織の育成等による土地利用型作物（大豆、麦類、そば、なたね、飼料作物又は主要農作物種子（水稻、麦類、大豆）をいう。以下同じ。）の生産効率化と産地づくりを進める。

また、「GAPチャレンジ宣言」の実現に向け、認証GAPの取得推進を図るため、認証GAPに取り組む産地を優先的に支援する。

第2 実施方針

- 1 園芸作物の振興にあつては、「園芸産地復興計画」に基づく振興目標の達成に努めるものとする。
- 2 大豆、麦類、そば及びなたねの振興にあつては、「水田フル活用ビジョン」に基づく振興目標の達成に努めるものとする。
- 3 主要農作物種子の振興にあつては、福島県米改良協会が定める「種子採種計画」に基づき配分された面積の達成に努めるものとする。
- 4 飼料作物の振興にあつては、「福島県酪農・肉用牛生産近代化計画」等に基づく振興目標の達成に努めるものとする。

第3 事業の内容等

本事業の内容、対象作物、事業実施主体、補助率、補助対象及び採択要件は、別表1のとおりとする。

なお、事業実施主体、補助対象については、別表2に留意するものとする。

第4 補助

- 1 県は、予算の範囲内において、交付要綱の定めるところにより市町村長に対し補助するものとする。ただし、交付額は千円単位とし、千円未満の額は切り捨てることとする。
- 2 県は、事業実施主体が、全国農業協同組合連合会福島県本部、福島県農業協同組合中央会等の全県域を範囲とする広域的な農業団体（以下「県域農業団体」という。）である場合又は市町村域を超える広域的な団体（以下「広域団体」という。）である場合であつて、市町村が補助を行うことができない場合に限り、直接補助を行うことができる。

第5 事業実施の手続き

1 事業実施計画

(1) 間接補助の場合（市町村長が補助を行う場合）

ア 事業実施主体は、事業実施計画書（実り豊かなふくしまの産地整備事業実施計画書（様式第1号）をいう。以下同じ。）を作成し、市町村長に提出するものとする。

イ 市町村長は、事業実施計画書を審査の上、適正と認められる場合は、申請書（交付要綱第3条に定める農産振興事業補助金交付申請書又は交付要綱第6条に定める農産振興事業変更（中止・廃止）承認申請書をいう。以下同じ。）と併せて当該市町村を管轄する福島県農林事務所長（以下「所長」という。）に事業実施計画書を提出するものとする。

(2) 直接補助の場合（市町村が補助を行わない場合）

事業実施主体は、事業実施計画書及び申請書を作成し、県域農業団体にあつては福島県知事（以下「知事」という。）に、広域団体にあつては所長に提出するものとする。

なお、申請書を提出する際においては、関係市町村長が直接補助を承認した旨を確認できる書類を添付するものとする。

2 計画承認申請

事務取扱要領第1の1の(2)に基づく計画承認申請は、申請書をもって計画承認申請をしたものとする。

3 軽微な変更

交付要綱第5条に定める軽微な変更該当する場合、市町村長（直接補助にあつては事業実施主体）は、実り豊かなふくしまの産地整備事業実施計画書変更届（様式第2号）を作成し、所長（県域農業団体にあつては知事）に、速やかに提出するものとする。

第6 上限額

優良種苗の導入及び園芸用ハウスを設置する場合の補助対象事業費の上限額は、別表3に定めるとおりとする。

第7 事業の実施期間

本事業の実施期間は単年度とする。

第8 事業の推進指導

本事業を円滑かつ適正に実施するため、福島県農林事務所、市町村、農業団体は密接な連携を図り、推進指導を行うものとする。

第9 事業の執行状況報告

所長又は県域農業団体は、6月末、9月末、11月末及び事業が完了した時点の執行状況を翌月10日までに、執行状況報告書（様式第3号）により福島県農林水産部長（以下「部長」という。）に報告するものとする。

なお、部長は、必要に応じて、執行状況の報告を随時求めることができるものと

する。

第10 成果確認検査について

事業の確認検査に当たっては、農林水産部所管の補助事業等に係る検査事務取扱要領に準じて確認検査を行うものとする。

第11 事業の実施状況報告

- 1 事業実施主体は、事業実施年度から3年間、事業実施状況報告書（様式第4号）を作成し、翌年度の4月末日までに市町村長（県域農業団体による直接補助にあつては部長、広域団体による直接補助にあつては所長）に報告するものとする。
- 2 市町村長は、事業実施主体から提出された事業実施状況報告書を審査し、取りまとめの上、翌年度の5月末日までに所長に提出するものとする。

第12 評価について

- 1 所長は、事業の目標に対する達成度について毎年度評価を行い、事業実施状況一覧（様式第5号）により7月末日までに部長に報告するものとする。
- 2 事業実施主体は、事業実施3年後において、達成度が70%に満たない場合、改善計画を作成し、市町村長（県域農業団体による直接補助にあつては部長、広域団体による直接補助にあつては所長）に提出する。
- 3 県及び市町村は、振興目標の達成に向けて技術的、経営的指導を行う。

第13 その他

- 1 交付要綱の第1号様式中「2事業の内容（実績）」の別に定める様式については、様式第6号のとおりとする。
- 2 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 「元気な産地づくり整備事業実施要領」は、平成30年3月31日付けで廃止する。
- 3 この要領の施行前に採択した事業の執行状況報告、実施状況報告及び評価については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。